三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱実施細則

（趣旨）

第１条　この細則は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成１８年８月１日施行。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲出の基準等）

第２条　要綱第３条第１項第１号に規定する「公の秩序又は善良な風俗に反するもの」は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享楽的な面を強調するもの

(2) 風紀上好ましくないと思われる表現のあるもの又はそれらの諸施設の営業広告

(3) 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、広告媒体の使用者に迷惑をかけるおそれがあるもの

(4) 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの

(5) 広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引とは認められないもの

(6) 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いにしたもの

(7) 広告媒体の使用者に広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの

(8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの

(9) 表現が誇大で事実と異なるもの

(10)　広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれがあるもの

２　要綱第３条第１項第１１号に規定する「その他市長が掲出する広告として適当でないと認めるもの」は、次の各号に掲げる広告とする。

(1) 投機的商品の広告

(2) 消費者金融の広告

(3) 出資者及び出資金の募集広告

(4) 霊感商法等不良商法と認めるものの広告

(5) 債権取立て、示談引受け等を謳った広告

(6) 特殊な結社団体の広告

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当する業種及び風俗営業類似の業種の広告

(8) 興信所・探偵事務所等の広告

(9) 法規に触れる危険物の販売広告

(10)　痩身、脱毛、美容整形等医療法上の診療科目以外の医療、施術及び役務サービスの広告

(11)　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品並びにサービスを提供する広告

(12)　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告

(13)　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれのある広告

(14)　国内世論が大きく分かれている広告

(15)　あたかも市が推奨しているような表現の広告

(16)　ギャンブルにかかる広告

(17)　占い及び運勢判断に関する広告

(18)　墓地の販売に関する広告

(19)　その他市長が掲載を不適当と認める広告

（広告掲載料の還付）

第３条　要綱第１４条ただし書に規定する広告掲載料の還付の要件は、広告媒体に応じそれぞれ別に定める。

付　則

この要綱実施細則は、平成１８年８月１日から施行する。

付　則

この要綱実施細則は、平成１９年８月１日から施行する。

付　則

この要綱実施細則は、平成２９年１２月１日から施行する。